

由利本荘市建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準

この標準は、由利本荘市条件付き一般競争入札実施要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項に規定する入札参加資格として定めるべき要件に関し必要な事項を定める。

第1章 測量業務

秋田県測量業務共通仕様書を適用する測量業務については、業務内容に応じて発注業務を表1-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件については、表1-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表(表1-1)

業務区分	業務内容
業務①	一般的な測量業務で設計金額が300万円未満のもの
業務②	一般的な測量業務で設計金額が300万円以上のもの
業務③	空中写真測量等特殊な技術を要する測量業務

注1) 一般的な測量業務とは、測量業務共通仕様書に規定する基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量及び用地測量並びにこれらに類する業務をいう。

注2) 特殊な技術を要する測量業務とは、測量業務共通仕様書に規定する空中写真測量及び数値地形測量並びにこれらに類する業務をいう。

注3) 軽微な設計業務を含む測量業務については、測量業務として発注できるものとする。

(2) 標準要件(表1-2)

要件	業務区分		
	業務①	業務②	業務③
市資格審査申請受理要件	「測量」を希望し受理されていること(注7)		
等級格付	市格付A・B・C等級	市格付A・B等級	—
地域要件	市内業者	市内業者	県内に主たる営業所又は営業所(注2)
実績 (注3)	会社	(必要に応じて)同種類似業務の実績(注4)	
	管理技術者	(必要に応じて)同種類似業務の実績(注4)	
配置予定技術者の資格	管理技術者	・測量士	
	担当技術者	・測量士1名及び測量士1名又は測量士補1名(注5)	
資格者数	技術者保有数 (注1)	市格付 ※A級：測量士6人以上かつ測量士及び測量士補の合計が9人以上 ※B級：測量士4人以上かつ測量士及び測量士補の合計が6人以上(A級を除く) ※C級：測量士2人以上かつ測量士及び測量士補の合計が3人以上(A級及びB級を除く)	

注1) 業務①及び②における技術者保有数とは、市内にある主たる営業所又はその他の営業所と直接的かつ恒常的な雇用関係にある測量士及び測量士補の総数とする。

注2) 営業所とは、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の2に規定する営業所をいい、業務③において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。

注3) 同種類似業務の実績は、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)又は地方公共団体(以下「国等」という。)から受注した業務とする。

注4) 3級以上の基準点測量、深浅測量、トンネル隧道における測量等は、技術的難易度を勘案し必要に応じて、会社及び管理技術者の入札参加資格に同種類似業務の実績要件を付すものとする。

注5) 地籍調査業務においては業務区分に応じた技術者に加え地籍調査管理技術者若しくは、地籍主任調査員又

はその両方を有することを指定できるものとする。

注 6) 当市において1年以上の営業実績がある主たる営業所又は営業所を市内に有する者が、新規に入札参加資格審査登録を行う場合の基準はC級以上の者とする。

注 7) 令和5・6年度市入札参加資格審査申請書『様式2（営業所等一覧表）』における「営業する業務」をいう。

第2章 土木関係建設コンサルタント業務

秋田県設計業務等共通仕様書を適用する土木関係建設コンサルタント業務については、業務内容に応じて発注業務を表2-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件については、表2-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表(表1-1)

業務区分	業務内容
業務①	一般的な設計業務(注2)
業務②	橋梁設計業務(橋梁補修・補強を含む)(注3)
業務③	高度な若しくは専門的な技術力を必要とする業務(注1)

注1) 高度な若しくは専門的な技術力を必要とする業務とは以下に該当する業務をいう。

- ①技術経費率が30%以上の高度な技術力を必要とする業務
- ②上下水道設計業務(管路実施設計等業務を除く)
- ③土質及び基礎設計業務
- ④都市計画・地域計画等の調査計画業務
- ⑤その他特殊な設計業務

注2) 一般的な設計業務とは、業務②及び業務③以外のものをいう。

注3) 旧基準による分類で技術経費率が30%を超える場合は業務③を適用するものとする。

(2) 標準要件(表2-2)

要件	業務区分			
	業務①	業務②	業務③	
市資格審査申請受理要件	「土木関係コンサル」を希望し受理されていること(注6)			
コンサルタント登録要件	—	部門指定	部門指定	
地域要件	市内業者	県内に主たる営業所 (注2)	県内に主たる営業所 又は営業所(注2)	
実績 (注3)	会社	(必要に応じて)	(必要に応じて)	同種類似業務の実績
	管理技術者	—	(必要に応じて)	同種類似業務の実績
	照査技術者	—	—	同種類似業務の実績
配置予定技術者の資格 (注1) (注5)	管理技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM	・技術士
	照査技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM
	部門指定(注4)	部門指定無し	部門指定有り	部門指定有り

注1) 業務①における管理技術者及び照査技術者の資格を有する技術士等は、市内にある主たる営業所又はその他の営業所と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

注2) 営業所とは建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号。以下第2章において「登録規程」という。)第4条第1項第2号に規程する営業所をいい、業務③において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。

また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。

注3) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。

注4) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、登録規程の別表左欄に掲げる登録部門を指定するものとする。

なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。

注5) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号ロに該当する者をいう。

注6) 令和5・6年度市入札参加資格審査申請書『様式2(営業所等一覧表)』における「営業する業務」をいう。

第3章 補償コンサルタント業務

補償コンサルタント業務については、業務の内容に応じて発注業務を表3-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件については、表3-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表(表3-1)

業務区分	業務内容
業務①	一般的な補償業務
業務②	高度な若しくは専門的な技術力を必要とする補償業務

(2) 標準要件(表3-2)

要件	業務区分		
		業務①	業務②
市資格審査申請受理要件	「補償コンサル」を希望し受理されていること(注8)		
コンサルタント登録要件	対象となる業務部門の登録(注2)		
		<ul style="list-style-type: none"> ・土地調査部門 ・土地評価部門 ・物件部門 ・機械工作物部門 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業補償・特殊補償部門 ・事業損失部門 ・補償関連部門 ・総合補償部門
地域要件		市内業者	県内に主たる営業所(注3)
実績 (注6)	会社	(必要に応じて)同種類業務の実績	同種類業務の実績
	管理技術者	(必要に応じて)同種類業務の実績	同種類業務の実績
配置予定技術者の資格	管理技術者 (注1,4,5)	・補償業務管理者又は補償業務管理士 (どちらか1名)	・補償業務管理者 ・補償業務管理士
	部門指定	部門指定有り	部門指定有り

注1) 業務①における管理技術者の資格を有する技術者は、市内にある主たる営業所又はその他の営業所と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

注2) 複数の部門を含む業務にあっては、対象となる業務それぞれの部門の登録を要件とする。

注3) 営業所とは補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号。以下第3章において「登録規程」という。)第4条第1項第2号に規程する営業所をいい、業務③において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。

また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。

注4) 複数部門を含む業務の管理技術者は、主たる業務部門の資格を有する者とする。

注5) 補償業務管理者とは、登録規程第3条に掲げる補償業務の管理をつかさどる専任の者を、また補償業務管理士とは社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し登録を受けているものをいい、いずれも対象となる業務部門の資格を有する者とする。

注6) 同種類業務の実績は、国等から受注した業務とする。

注7) 業務②において補償対象物に大規模な非木造建築物を含む場合には、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条の規定に適合する一級建築士を担当技術者として求めることができるものとする、なお、この場合、会社の登録要件に一級建築士事務所登録を有すること。

注8) 令和5・6年度市入札参加資格審査申請書『様式2(営業所等一覧表)』における「営業する業務」をいう。

第4章 地質調査業務

秋田県地質・土質調査業務共通仕様書(以下「地質仕様書」という。)を適用する地質調査業務については、業務の内容に応じて発注業務を表4-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件については、表4-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表(表4-1)

業務区分	業務内容
業務①	A 一般的な地質調査業務(総合解析とりまとめを含まない)
	B 一般的な地質調査業務(総合解析とりまとめを含む)
業務②	地すべり調査等特殊な技術を必要とする調査業務

注1) 一般的な地質調査業務とは、地質仕様書第2章から第6章までに規定する機械ボーリング・サンプリング・サウンディング・原位置試験及び解析等調査業務をいう。

注2) 総合解析とりまとめとは、地質仕様書第602条第5項に規定する総合解析とりまとめ業務をいう。

注3) 特殊な技術を要する調査業務とは、地質仕様書第7章から第9章までに規定する軟弱地盤技術解析、物理探査及び地すべり調査業務並びにこれらに類する業務をいう。

(2) 標準要件(表4-2)

要件	業務区分			
	業務①		業務②	
	A(総合解析無し)	B(総合解析有り)		
市資格審査申請受理要件	「地質調査」を希望し受理されていること(注5)			
コンサルタント登録要件	地質調査業者登録		地質調査業者登録及び土木関係建設コンサルタント業務登録(注2)	
地域要件	県内に主たる営業所	県内に主たる営業所	県内に主たる営業所又は営業所(注3)	
実績(注4)	会社	—	(必要に応じて) 同種類似業務の実績	同種類似業務の実績
	管理技術者	—	(必要に応じて) 同種類似業務の実績	同種類似業務の実績
配置予定技術者の資格	管理技術者(注1)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM ・地質調査技士	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM
	部門指定	部門指定有り	部門指定有り	部門指定有り

注1) 業務①における管理技術者の資格を有する技術士等は、県内にある主たる営業所と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

注2) 地質調査業者登録及び土木関係建設コンサルタント業務(「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」又は当該調査に関連する部門)登録を有することを要件とする。「当該調査に関連する部門」とは、例として調査後の工事が道路関連である場合は「道路部門」のことをいう。

注3) 営業所とは地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号。)第3条第2号に規定する営業所をいい、業務②において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。

注4) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。

注5) 令和5・6年度市入札参加資格審査申請書『様式2(営業所等一覧表)』における「営業する業務」をいう。

第5章 環境調査業務

環境調査業務については、調査、計測、解析及び判定に係る業務について、業務の内容に応じて発注業務を表5-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件については、表5-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表(表5-1)

業務区分	主たる業務内容	業務区分	主たる業務内容
業務A	騒音調査部門	業務E	電波調査部門
業務B	振動調査部門	業務F	水質調査部門
業務C	大気調査部門	業務G	土質調査部門
業務D	日照調査部門		

(2) 標準要件(表5-2)

要件	業務区分		
	業務A、C、F		業務B、D、E、G
市資格審査申請受理要件	「環境調査」を希望し受理されていること(注4)		
コンサルタント登録要件	対象となる業務部門の登録(注1)		
地域要件	県内に主たる営業所(注2)		
実績	会社	(必要に応じて)同種類似業務の実績	
	管理技術者	(必要に応じて)同種類似業務の実績	同種類似業務の実績(注3)
配置予定技術者の資格	管理技術者	環境計量士	

注1) 複数の部門を含む業務にあつては、主たる部門(業務内訳、業務難易度等により判断)の登録を要件とし、入札参加資格要件は当該部門の要件を適用するものとする。

注2) 県内に主たる営業所を有することを原則とし、入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。
また、技術者の常勤地を指定する場合も同様とする。

注3) 業務B、D、E及びGにおける管理技術者は同種類似業務の実績を有することを要件とするものとする。

注4) 令和5・6年度市入札参加資格審査申請書『様式2(営業所等一覧表)』における「営業する業務」をいう。

附 則

- この改正は、令和元年10月1日から施行する。